平成２３年（フ）第１６号
金沢市新保本３丁目133番地　ワイズハウスⅡ101号室、従前の住所金沢市示野町南106番地２
債務者　東　　富夫
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
長野県松本市村井町南１丁目30番９号　ホームズコニシＣ号、旧住居表示長野県松本市大字芳川村井町1082番地６　ホームズコニシＣ号
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２６号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　県営尾崎団地Ａ19棟1954、住民票上の住所岐阜市早田栄町４丁目20番地コーポブライト201号室
債務者　保元　初美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
名古屋市港区善進本町210番地　コーポさつき203号
債務者　水野　善信
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５号
名古屋市港区善進本町210番地　コーポさつき203号
債務者　水野美和子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９０号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番18―202号、従前の住所鳥取市賀露町北１丁目３番14号
債務者　濵口　政代
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３号
神戸市須磨区南落合３丁目10番192―204号
債務者　尾上タイルこと　尾上　淳二
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５号
神戸市灘区岩屋北町４丁目３番25―202号
債務者　松本弘志こと　全　　炳琪
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６号
神戸市兵庫区中道通４丁目１―25―17、住民票上の住所神戸市兵庫区中道通４丁目２番23号松本方
債務者　岸本　克己
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県三木市吉川町吉安877番地の68、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目29番地の８
債務者　中右　武敏
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８号
神戸市長田区東尻池町４丁目２番10―304号
債務者　杉山美枝子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県西宮市獅子ケ口町13番２―303号
債務者　原　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目４番18―101号、前住所兵庫県尼崎市七松町２丁目16番８号メゾン橋本301
債務者　杉原　雅人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―1213号、前住所大阪市港区磯路２丁目20番19―201号
債務者　浦野美津映
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目６番地の１　サンロイヤル東園田505号
債務者　平　　貞美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９号
兵庫県西宮市越水町11番27―302号
債務者　小松　美穂
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係